

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和元年12月2日

徳島市監査委員	稲井博
同	藤原晃
同	須見矩明
同	中西裕一

### 財政援助団体等監査結果報告書

#### 第1 監査の対象

- 1 監査対象団体 公益財団法人 徳島市公園緑地管理公社  
(出資団体及び公の施設の指定管理者)
- 2 対象期間等 平成31年4月1日から令和元年8月31日までに執行した出資及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務
- 3 監査対象団体の概要
  - (1) 目的 都市の環境美化、都市防災、健康・レクリエーション、安らぎ等精神的充足の場となる等多様な機能と役割がある公園緑地の管理運営、利用促進事業を通して、市民生活に安らぎと快適な空間を提供するとともに、緑化の推進啓発に関する事業を行うことにより緑豊かなまちづくりを促進し、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
  - (2) 設立年月日 昭和60年3月29日
  - (3) 基本財産 10,000,000円(徳島市出資比率50.0%)
  - (4) 事務所 徳島市北佐古一番町1番10号
  - (5) 職員数 9人(常勤役員1人、正規職員5人、臨時職員3人)
  - (6) 指定管理
    - ア 施設名 徳島市都市公園112施設
    - イ 指定期間 平成27年4月1日から令和2年3月31日まで
    - ウ 指定管理料 令和元年度 126,440,000円

#### 第2 監査の実施期間

令和元年9月13日から11月26日まで

### 第3 監査の方法

出資の目的に沿って事業が適切に運営されているか、出資及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照会その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

### 第4 監査の結果

公益財団法人徳島市公園緑地管理公社の出資及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、指定管理料について、予算執行計画書に基づいた金額が支払われていなかった。当該指摘事項については、必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により所管部に対し団体への適切な指導を求めた。